

平成 3 0 年度

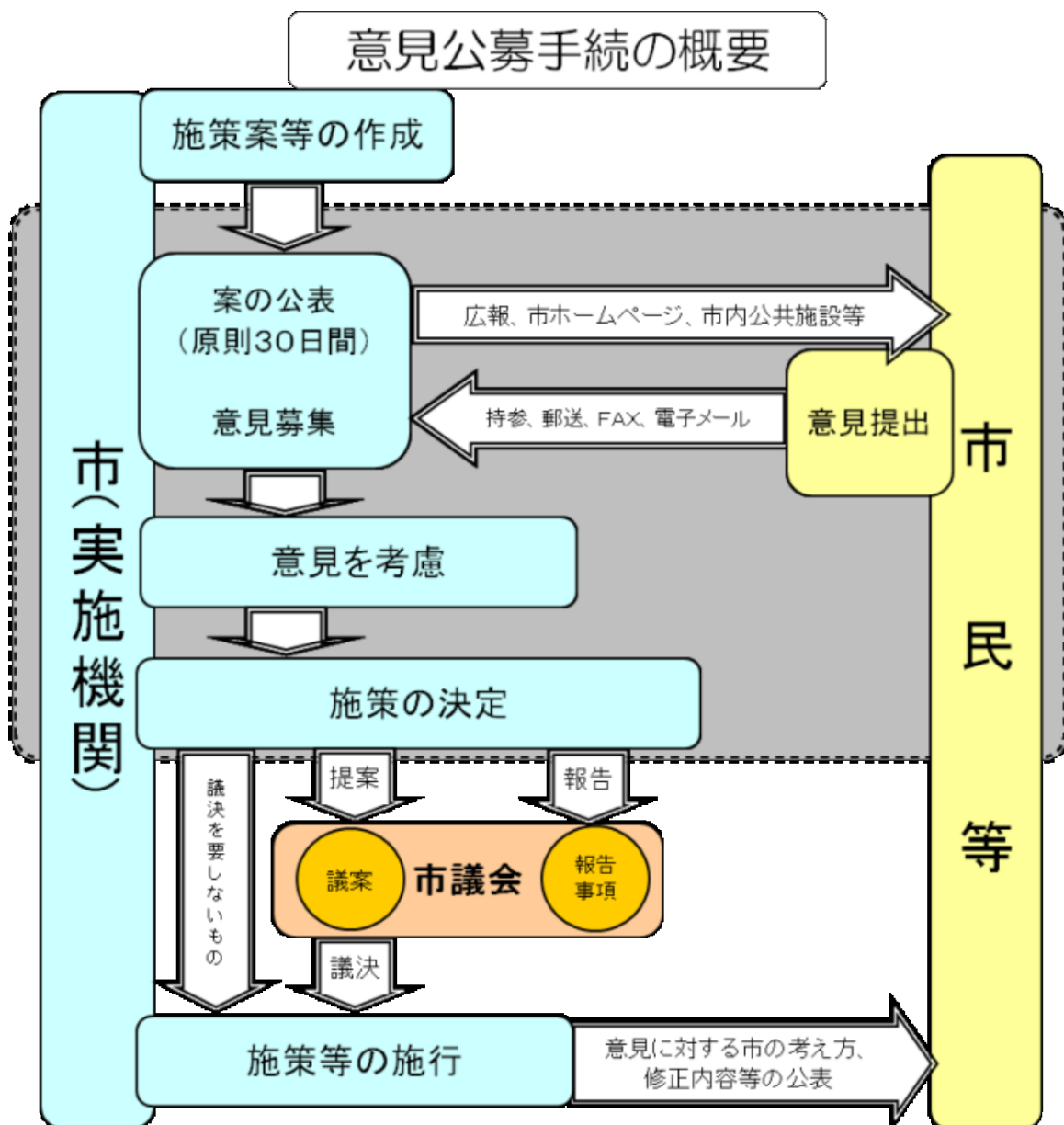
意見公募手続実施概要

志 木 市

## ◆志木市意見公募手続制度

市では、市の政策形成過程における市民参加の機会を確保するとともに、行政運営の公正の確保と透明性の向上を図り、市民との協働によるまちづくりを推進することを目的に意見公募手続条例を平成20年4月1日に制定しました。

「意見公募手続」とは、市の重要な施策等を定める場合に、施策の素案、関係資料等を広く公表し、市民等から意見の提出を受け、いただいた意見を考慮して施策等を定めるとともに、それら意見に対する市の考え方を公表する一連の手続のことです。



## ○意見公募手続の概要

### ◇意見を提出できる人

市内在住、在勤、在学者及び事業者、納税義務者、施策等に対する利害関係者を対象とします。

### ◇対象となる施策等

- (1) ア 市の基本的な制度を定める条例の制定・改定  
「市政運営基本条例」、「男女共同参画推進条例」など  
イ 市民等に義務を課したり、市民等の権利を制限する条例の制定・改廃（ただし、金銭徴収に関する部分は除きます。）  
「路上喫煙防止条例」、「ポイ捨て防止に関する条例」など
- (2) 基本構想その他市の基本政策を定める計画の策定・改廃  
「総合振興計画基本構想」、「環境基本計画」など
- (3) 市民生活や事業活動に重大な影響を与える制度の制定・改廃  
「開発指導要綱」、行政指導の指針の制定など
- (4) 市の基本的な方向性を定める憲章・宣言の制定・改廃  
「市民憲章」、「子ども憲章」など
- (5) 公の施設の設置計画の策定・廃止・用途変更  
学校、公民館、図書館、保育園、公園などを設置する場合や廃止又は用途変更を行う場合
- (6) その他実施機関が必要と認めたもの

※ ただし、緊急を要するもの、軽微なもの、市に裁量の余地がないもの、法令により意見公募の手続を実施するもの等は除外します。

### ◇施策案などの公表方法

広報、市ホームページ及び公共施設等で施策等の素案や関係資料を公表します。

### ◇意見の提出方法

書面により、募集期間内（原則30日）に、指定された場所又は郵便、ファクシミリ、電子メール等で提出してください。

### ◇提出した意見の取扱い

全ての意見を考慮して、施策等を決定します。その後、意見の概要と意見に対する市の考え方や修正内容を市ホームページなどで公表します。

また、年1回、各実施機関の実施状況を取りまとめ、公表するとともに実施状況を検討し、改善等を行います。

志木市意見公募手続条例（平成20年志木市条例第2号）第9条の規定に基づき公表するものです。

### 平成30年度意見公募を実施した案件

案 件 名	募集期間	提出意見数	担当課
いろは健康21プラン（第4期）（素案）／志木市食育推進計画（第2期）（素案）／志木市歯と口腔の健康プラン（第2期）（素案）	平成30年 12月1日（土） ～平成31年 1月4日（金）	意見なし	健康政策課
市民のこころと命を守るほつとプラン（素案）	平成30年 12月1日（土） 平成31年 ～1月4日（金）	意見なし	健康増進センター
志木市下水道事業経営戦略（素案）	平成31年 2月1日（金） 平成31年 ～3月4日（月）	1件 （1人）	上下水道総務課
第三期志木市環境基本計画（素案）	平成31年 2月1日（金） 平成31年 ～3月4日（月）	意見なし	環境推進課

「いろは健康21プラン（第4期）/志木市食育推進計画（第2期）/  
志木市歯と口腔の健康プラン（第2期）（素案）」

1 意見公募期間

平成30年12月1日（土）～平成31年1月4日（金）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（健康政策課）、健康増進センター、  
柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、  
宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、  
総合福祉センター、市民体育館

3 意見公募状況

人 数		意見件数
個人	団体	
0人	0人	0件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公募意見概要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

「市民のこころと命を守るほっとプラン（素案）」

- 1 意見公募期間  
平成30年12月1日（土）～平成31年1月4日（金）
- 2 条例制定に向けての考え方の公表場所  
市ホームページ、担当課（健康増進センター）、健康政策課、  
柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、  
宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館、  
総合福祉センター、市民体育館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公 募 意 見 概 要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—

## 「志木市下水道事業経営戦略（素案）」

- 1 意見公募期間  
平成31年2月1日（金）～平成31年3月4日（月）
- 2 素案公表場所  
市ホームページ、担当課（上下水道総務課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館
- 3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
1 人	0 人	1 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公 募 意 見 概 要	公募意見に対する市の考え方	区分
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 下水道事業が行おうとしている事務の委託が、いずれ全面委託（民営化）となり、さらに水道事業へ拡大することを心配している。</li> <li>・ 一次的な財政的なメリットはあっても、長い目で見れば、業者優位になり替わってしまう。</li> <li>・ 今後、水道料金が値上げしなければならないことは理解している。</li> <li>・ 値上げの際には、市民に対する説明及び理解を得ることが必要と考える。</li> <li>・ 民営化へ流れを下水道事業で止めてほしい。</li> </ul>	<p>現在、下水道事業では、水道事業と共に本市の上下水道事業にとって、望ましい業務形態の検討を進めております。</p> <p>ご意見を頂きました、水道法改正に伴う、「コンセッション方式」の導入のしくみが一部、変更される件については、水道事業の「民営化」として報道されて以降、全国的にも関心が高く、これを憂慮する声が上がっているところですが、本市では、制度が施行前であり、実証データも無いため、将来の業務形態の選択肢がひとつ増えたという程度の認識であり、是非を判断する段階ではないと捉えております。</p> <p>このため、現在のところ、制度そのものの検討の予定もありません。</p>	△

「第三期志木市環境基本計画（素案）」

1 意見公募期間

平成31年2月1日（金）～平成31年3月4日（月）

2 素案公表場所

市ホームページ、担当課（環境推進課）、柳瀬川駅前出張所、志木駅前出張所、いろは遊学館、宗岡公民館、宗岡第二公民館、柳瀬川図書館、いろは遊学図書館

3 意見公募状況

人 数		意 見 件 数
個 人	団 体	
0 人	0 人	0 件

区 分	
◎	意見を反映し、修正・加除（一部を含む）を行ったもの
○	原案のとおりとするもの
△	その他（素案に直接関連のない内容等）

公 募 意 見 概 要	公募意見に対する市の考え方	区分
意見なし	—	—



意見公募手続をしないで策定した案件

名 称	理 由
志木市導入促進基本計画	IT 分野等における急速な技術革新の進展に対応し、中小企業等の生産性向上のために必要な支援措置を定めた法律が、平成 30 年 5 月に公布され、同年 6 月に施行された。法律の施行後、中小企業等が適切に支援を受けるためには、市において「導入促進基本計画」を定め、税条例の一部を改正する必要がある、当該支援に係る申請が平成 30 年 7 月頃に予定されていたことから、緊急に計画を定める必要があったため、志木市意見公募手続条例第 4 条第 1 項に定める「緊急を要するもの」と判断したため。